

# 平成 26 年度第 1 回門真市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成 26 年 5 月 22 日（木）午後 2 時から

開催場所 門真市消費生活センター 2 階 会議室

議題 諮問案件  
平成 26 年度保険料率について

出席者 公益を代表する委員

宮本 一孝

後藤 太平

田伏 幹夫

春田 清子

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

西川 覚

西森 哲史

被保険者を代表する委員

川中 仲文

勝川 喜美子

中道 富佐子

永田 幸夫

被用者保険等保険者を代表する委員

堀 精宏

欠席者 寺西 強

岩尾 誠

市及び事務局出席者 北村副市長  
下治保健福祉部長  
宮口保健福祉部次長  
木本健康保険課長  
大倉保険収納課長  
東谷健康保険課保険窓口G長  
別所健康保険課管理G長  
岡本保険収納課滞納整理G長  
高橋保険収納課収納G長  
黒木健康保険課係員

## 会議録

### 事務局：

それでは定刻より若干早めではございますが、只今より、平成26年度第1回門真市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

私は保健福祉部次長の宮口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

皆様、本日はご多忙中にもかかわらず、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。最後までご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

それでは、早速ではございますが、会議に入らせていただきたいと思います。宮本会長、どうぞ宜しくお願い致します。

### 会長：

本協議会の各委員の皆様には、平素より国民健康保険事業の運営に格段のご配慮、ご尽力を賜りまして心から厚くお礼申し上げます。

はじめに、本運営協議会委員のメンバーに交替がございましたので、各委員の紹介と本日の出欠状況について、事務局より、報告をお願い致します。

### 事務局：

それでは、私の方から委員の皆様方の紹介をさせていただきます。

まず、公益代表委員から、ご紹介させていただきます。

府議会議員でございます。

改めまして、宮本会長でございます。

後藤副会長でございます。

市議会議員の委員でございます。5月16日付で議長、副議長の交代がございました。

新しく当協議会の委員となられました議長の田伏委員でございます。

副議長の春田委員でございます。

つづきまして、保険医又は保険薬剤師代表委員でございます。

西川委員でございます。

前任の藤田委員の後任といたしまして、4月1日付でご就任いただきました西森委員でございます。

つづきまして、被用者保険等保険者代表委員でございます。

堀委員 でございます。

つづきまして、被保険者代表委員でございます。

川中委員でございます。

勝川委員でございます。

中道委員でございます。

永田委員でございます。

以上で各委員のご紹介を終わらせていただきます。

つづきまして、本日欠席の連絡を頂いていますのは、保険医又は保険薬剤師代表の寺西委員、松下委員、被用者保険等保険者代表委員の岩尾委員の3名の方でございます。従いまして、本日の出席委員は、委員総数14名中11名でございます。

以上報告とさせていただきます。

## 会長：

事務局からの出欠報告により、門真市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により、会議が成立いたしておりますので、ただいまから協議会を開催させていただきます。

会議の進行につきましては、皆さま方のご協力を得まして、円滑に進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日の会議録の署名には、保険医又は保険薬剤師を代表する委員のうちから西森委員及び被保険者を代表する委員のうちから勝川委員をお願いいたします。

尚、本日は園部市長が他の公務と重なり出席できませんので、北村副市長よりご挨拶を頂いたのち、諮問書を代読させていただきます。

それでは、副市長よろしくお願いいたします。

**副市長：**

今ご紹介いただきました門真市の北村でございます。どうぞよろしくお願い致します。  
本日はご多忙中にもかかわらず、門真市国民健康保険運営協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

皆様方には、平素より、市政の各般にわたりまして、とりわけ国民健康保険事業の運営に、温かいご理解とご協力を賜り、この場をお借り致しまして厚くお礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、国民健康保険事業は、多くの市民の皆様の健康を守る重要な事業でございます。制度施行以来、約半世紀の永きにわたりまして、地域医療の発展と市民の皆様の健康保持、増進に貢献してきたところでございます。

しかしながら、今日の国民健康保険を取り巻く環境は、被保険者の高齢化の進展、また生活習慣病の増加及び医療技術の高度化等によりまして、医療費が増加の一途を辿る一方、長引く景気低迷によりまして国民健康保険料収入の減少などから、全国的に見ましても、大変厳しい財政運営を強いられておるところでございます。

平成 26 年 1 月 28 日に厚生労働省が発表致しました、平成 24 年度国民健康保険の財政状況によりますと、全国 1,717 団体のうち、単年度収支が赤字となっております団体は、47.7%約半数にあたります 819 団体となっております。

本市の国保財政につきましても、歳入の確保や、歳出の抑制を進める様々な取り組みによりまして、平成 19 年度以降、単年度収支が黒字となっております、累積赤字額につきましても、平成 18 年度の約 58 億 5 千万円から平成 24 年度では約 32 億円まで減少させることができ、着実に成果も表れてきておるところでございます。

しかしながら、未だ多額の累積赤字を抱えているのも事実でございます、今後も門真市国民健康保険事業収支改善計画に基づき、累積赤字の解消及び安定した財政運営に努めてまいり所存でございますので、皆様方のより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日、諮問致します案件は、「平成 26 年度保険料率について」の一件、報告致します案件は、「平成 26 年度当初予算について」及び「その他」の二件でございます。

慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

挨拶後、諮問書を朗読し会長に手渡す。

**会長：**

北村副市長におかれましては、ここで退席されます。

どうもありがとうございました。

—— 副市長退席 ——

(諮問書の写しを各委員に配布)

**会長：**

つづきまして、事務局の方よりメンバーご紹介を頂きます。

**事務局：**

それでは私の方から事務局のメンバーを紹介させていただきます。

保健福祉部長の下治でございます。

改めまして

保健福祉部次長の宮口でございます。

健康保険課長の木本でございます。

保険収納課長の太倉でございます。

健康保険課保険窓口G長の東谷でございます。

健康保険課管理G長の別所でございます。

保険収納課滞納整理G長の岡本でございます。

保険収納課収納G長の高橋でございます。

健康保険課管理Gの黒木でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**会長：**

先ほど市長より当協議会に、平成26年度保険料率につきまして、諮問がありましたので、事務局より、諮問案件について、趣旨説明をお願いします。

—— 趣旨説明 ——

(平成26年度保険料率について)

**事務局：**

諮問案件「平成26年度保険料率について」ご説明させていただきます。

はじめに保険料率の計算方法について簡単にご説明させていただきます。委員の皆様

方に事前に送付致しました資料と、本日配布しております資料とでは、表示方法に変更がございますので、本日配布しておりますお手元の資料3枚目をご覧ください。

保険料は、国民健康保険事業に要する費用として徴収されるものであり、医療分、後期高齢者支援金分、介護分から構成されております。

なお、介護分については40歳以上65歳未満の方が対象となります。

医療分、後期高齢者支援金分、介護分の内訳としてそれぞれに所得割額、均等割額があり、医療分と後期高齢者支援金分に平等割額があり、これらの合計額が年間保険料になります。

保険料の算定につきましては、平成26年度当初予算の歳出から歳入を差し引きし、保険料として収納すべき額を算出いたします。これを基礎賦課総額と言い、この基礎賦課総額に門真市国民健康保険条例の規定に基づいた率、所得割50%、均等割35%、平等割15%を乗じ、この値に所得割は基準総所得額で、均等割は被保険者総数で、平等割は加入世帯数で割ることにより、各料率を算定いたします。

なお、介護分につきましては、本市は平等割を賦課していないため、条例の定める率は所得割50%、均等割50%で算定いたします。

この手順により算定された平成26年度の料率は、医療分の所得割率が8.43%、均等割額が24,780円、平等割額が18,740円、支援金分の所得割率が3.10%、均等割額が9,110円、平等割額6,900円となっており、介護分につきましては、所得割率が2.18%、均等割額が13,020円となっております。

また、賦課限度額についてですが、国において政令により基準額が決められており、本市は基準どおりの額を採用しております。

今年度、国において政令の改正が行われたことから、平成26年度は、医療分の限度額は昨年度と変わりなく51万円、支援金分の限度額は14万円から16万円に、介護分の限度額は12万円から14万円に変更となっております。

介護非該当世帯で合計65万円から67万円、介護該当世帯で合計77万円から81万円に変更となっております。

次に、資料1をご覧ください。上段が今年度の料率、中段が昨年度の料率、下段が昨年度との増減を示した表でございます。

前年度と比較しますと医療分の所得割率で0.03%の増、均等割額で30円の増、平等割額で30円の増となっており、支援金分の所得割率の増減はなし、均等割額で10円の減、平等割額で10円の増、介護分につきましては所得割率で0.02%の増、均等割額で10円の

増となっております。

合計では、所得割率で0.05%の増、均等割額で30円、平等割額で40円の増となっております。

続きまして、次のページ、資料2をご覧ください。

こちらは所得階層ごとに年間保険料を試算し、前年度と比較した表でございます。

上段、左が平成25年度、右が平成26年度の料率で、下段が所得ごとの年間保険料でございます。

左端が給与収入の列で、カッコ書きが所得金額となっており、100万円ごとに600万円まで、単身から4人世帯まで世帯構成ごとに年間保険料を試算し、右端に前年度との差額を記載しております。

今年度は、均等割額、平等割額の合計で前年度より上がっており、所得割率が医療分、介護分ともに上がっていることから、すべての世帯で前年度より保険料が増額となります。

所得100万円の世帯につきましては、単身世帯で405円、約月額34円の増額、所得200万円の単身世帯で905円、月額約75円の増額、所得300万円の単身世帯で1,405円、月額で約117円の増額となっております。

また、所得400万円の単身世帯で1,905円、月額で約159円の増加となっております。

なお、所得400万円の3人世帯から所得500万円以上の各世帯では、賦課限度額の変更が影響し9,975円～40,000円の増額となります。

料率決定に際しまして、より一層の歳入の確保、歳出抑制事業の推進を今年度以降につきましても引き続き行ってまいりますので、只今ご説明いたしました料率で、何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。

平成26年度保険料率についての説明は以上でございます。

**会長：**

ありがとうございました。説明は終わりましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

**委員：**

国保の全体の人数、例えば社保が解散しているとか、例えば門真市の人口が少し減っているとか、いろいろな事があると思うのですが、件数がどうなっているのかよくわからないので教えて頂けたらと思います。

**会長：**

事務局の方から答弁お願い致します。

**事務局：**

はい。人口自体が徐々に下がってきている中で、国保加入者、加入世帯についても減少傾向にあるということでございます。

実質、平成25年につきましては、転入転出を含む延べで言いますと26,459世帯です。

実際の保険料を算出する4月1日現在で見ますと、25年4月1日の加入者数は41,540人、26年4月1日は40,790人ですので、前年度と比較しまして750人の減少となっております。

世帯数に関しましては、25年4月1日は23,550世帯、26年4月1日は23,105世帯ですので、前年度と比較しまして445世帯の減少となっております。

**委員：**

これは、相対的にみて多いのですか。他市と比べてどうですか。

**事務局：**

大阪府内で言いますと、国保加入者の数は33～34%ですので、府内でも加入者が多い方だと言えます。減少傾向については他市町村と比較はしておりませんが、おそらく他市も同様だと考えております。

**委員：**

今の説明を聞きますと、門真は社保加入者が少なく、国保加入者が他市と比べて多いということですか。

**事務局：**

そうですね。

**委員：**

後期高齢に入られている世帯というのはどれくらいですか。

**事務局：**

後期高齢者の人数ですが、今日現在で12,586人、1年前の平成25年3月末は11,049人です。

**委員：**

世帯はどれくらいですか。

**事務局：**

後期は75歳になられると加入ということですので、世帯ではなく人数で把握しております。

**会長：**

後期がうまれる前は、門真市内の半分位が国保世帯で、後期が出来てから今言われた10,000位の世帯が抜けていますので、元々30,000世帯位だったのが後期で入れ替わっているといったイメージをして頂けたらよいのではないかと思います。

人数減に関しましても、かなり後期の割合が多いと思いますので、転入転出だけではないのではと思います。

**会長：**

他にございませんか。

**委員：**

料率を決めるにあたって、収納率も推定されていると思うのですが、25年度と比べて26年度はどのようにお考えですか。

**事務局：**

収納率につきましては、毎年1～2%上がっているという事で、今回につきましても25年度と比較しまして1%程度の伸びを見込んでおります。

**委員：**

具体的には25年度は何%で、26年度は何%か教えてください。

**事務局：**

実際の収納率ですが、25年度の決算がまだ出ていませんが、見込みとしては89.50%、前年度が88.28%ですので、約1.22%上昇する見込みでございます。

今回料率を求めるにあたって、その程度の上がり幅を見込んだ計算とさせていただいています。

**委員：**

という事は、26年度は90%を超えるという見込みですか。

**事務局：**

そうですね。

**会長：**

他にございますか。

—— 意見なし ——

他にご意見がないようでございますので、諮問案件の平成26年度の保険料率につきましては、事務局より説明のあったとおり、医療分の料率は、所得割、8.43%、均等割、

24,780 円、平等割、18,740 円、 後期高齢者支援金分の料率は、所得割、3.10%、均等割、9,110 円、平等割、6,900 円、 介護分の料率は、所得割、2.18%、均等割、13,020 円よろしいでしょうか。

—— 異議なし、との声あり ——

**会長：**

異議なしという事ですので、諮問案件の平成 26 年度保険料率については、事務局の案の通りとさせていただきます。

それでは、私の方より、答申書を作成し、後日、市長に答申いたします。諮問案件は以上です。

続きまして、報告案件（1）平成 26 年度当初予算について事務局より説明をお願い致します。

**事務局：**

平成 26 年度の国民健康保険特別会計当初予算につきましては、わかりやすいよう、前年度の平成 25 年度と対比して説明します。

それでは、お手元の報告案件資料に沿って御説明いたします。

歳出の説明からさせていただきますので、右手の歳出をご覧ください。

① 総務費につきましては、人件費や使用料等の減少に伴い、前年度と比較しまして、3,103 万 4 千円の減少となっています。

次に②の保険給付費につきましては、一般被保険者の療養諸費の増加により、前年度と比較しまして、2 億 6,910 万 7 千円の増加となっています。

次に③の後期高齢者支援金につきましては、75 歳以上の後期高齢者の人数及び療養諸費の増加により前年度と比較しまして、1,029 万 8 千円の増加となっています。

次に⑦の共同事業拠出金につきましては、被保険者数の減少に伴い、高額該当の医療実績の伸びが減少したことにより、前年度と比較しまして、4,388 万 1 千円の減少となっています。

次に⑨の公債費につきましては、一時借入金の減少により、前年度と比較しまして 2,990 万 2 千円の減少となっています。

以上が主な要因で、歳出の総額が、1 億 8,676 万円の増加となっています。

次に左手の歳入をご覧ください。

歳入について、ご説明致します。

③ の国庫支出金につきましては、歳出の②保険給付費に基づいて算出しております。

保険給付費は、74歳までの全被保険者の医療費で、先にご説明しましたとおり増加しております。

保険給付費のうち、65歳以上の前期高齢者分の医療費につきましては、別に⑤前期高齢者交付金としての歳入があります。

そのため国庫支出金は、保険給付費から前期高齢者分の医療費を差し引いた額に率を掛けて算出しております。

平成26年度の前期高齢者交付金が増加したことにより、国庫支出金につきましては、前年度と比較しまして、6,705万8千円の減少となっています。

次に④の療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者の減少により、前年度と比較しまして、5,331万1千円の減少となっています。

次に⑤の前期高齢者交付金につきましては、65歳以上の前期高齢者の療養諸費の増加により、前年度と比較しまして、2億1,428万1千円の増加となっています。

次に⑥府支出金につきましては、歳出の②保険給付費の増加により、4,942万6千円の増加となっています。

次に⑨の繰入金につきましては、財政安定化支援事業等繰入金の増加により、前年度と比較しまして4,566万8千円の増加となっています。

以上が主な要因で、歳入の総額が、1億8,676万円の増加となっています。

誠に簡単でございますが、平成26年度国民健康保険特別会計当初予算の説明とさせていただきます。

**会長：**

ありがとうございました。説明は終わりましたが、何かご意見はございませんか。

**委員：**

徴収率が年々増加しているという事は、徴収の職員さんの努力等があると思います。新聞等で見たのですが、口座振替の条例の原則化というのが、今度寝屋川市でもされるのですかね。

口座振替を条例化して、国民健康保険に加入する時に口座振替制度にするような事が新聞に載ってまして、寝屋川市が既にしているか、これからするかという話ですけど、門真市の方では検討されているのか、それと、原則条例化、施行規則その様な表現で中途半端な原則化という様な形で条例に謳えるのか、またそういう事をする事によって、徴収率が上がるのか。

また寝屋川では窓口で機械を置いて、職員を通さずにその機械を通せば簡単に自動

振替が出来るような制度となっているという事で、そういう事をすれば口座振替の人も増えて、なおかつ徴収率のアップにもなるでしょうし、職員さんの効率も上がるかなと思います。

ただ、門真市と他の市町村で生活の環境等の違いもあるので、門真市ではどのようにお考えか教えてください。

**事務局：**

本市の場合、府下の中でも口座振替率は下の方でございまして、昨年11月に今おっしゃられましたペイジーという、端末機械にキャッシュカードを通すと口座振替の登録が出来るものを導入いたしまして、それと同時に口座振替の原則化も視野に入れて、条例では謳ってはないのですが、要綱の方に、基本保険料については口座振替が原則です、という言葉を入れさせて頂いています。

健康保険課の窓口の方では、国保に加入される時には口座振替をお願いしているところでございまして、昨年11月以降、口座振替率も少し上がってきている状況であります。ただ現状と致しましては、口座振替率は上がったとは言え、口座振替が出来ない残高不足による不納者が多いのも現状でございまして、すぐに収納率に結びつくかというところでいくと、若干の影響はあるかと思いますが、状況を見ながらまた新たな試みを考え検討しているところでございます。

**委員：**

条例化までは考えていませんね。

**事務局：**

そうですね、今のところは要綱だけです。

**委員：**

「原則条例化」という、「原則」という表現で条例の中に入れられるのですね。よくわかりませんが、普通条例と言うとある程度決まったものだと思いますが、原則条例化するといった表現で、施行規則に謳う様な事が載っていたのです。どうもありがとうございます。

**会長：**

ほかにございますか。

無いようでございますので、続きまして報告案件（2）その他に移らせていただきますが、事務局の方からなにかございますか。

**事務局：**

ございません。

**会長：**

他にご意見ございませんか。せつかくの機会ですのでどうぞ。

**委員：**

来年度から改正の見込みと聞いております高額療養費制度ですけれども、今は上限が3段階に分かれているものですが、今度はもう一段階増えると聞いております。全国でだいたい4,060万人と聞いておりますが、本市の場合、多分まだ確定していないと思います。だいたいどれくらいの見込みの方が高額療養費の改正に影響があるのか、3段階が4段階になるということで、該当する方というのはどれくらいになるのですか。

**事務局：**

まだそこまで調べておりませんので、分かり次第報告させていただきます。

**委員：**

来年の1月からですので、周知徹底についてはどのように考えておられるのですか。

**事務局：**

法制度の改正に伴うものにつきましては、広報・ホームページは基より、市民の皆様へ送る保険証であるとか、保険証送付時における案内等でPR活動を進めていきたいと考えております。

**委員：**

もう一点、葬祭費ですが、だいぶ改善は出来ていると思われるのですが、給付は今どれくらいの率ですか。

**事務局：**

葬祭費につきましては、ご家族の方よりも葬儀業者の方が手続きされるという事で、葬祭費の支給が漏れるというケースが多々あるというお話がありまして、その時に市として、市民課の方で死亡届を出される時には葬祭費に関する案内をさせていただいておりますので、以前と比べましては、給付率に関する数字は取っていませんが、葬祭費の支給漏れはなくなってきたという風に考えております。

**委員：**

100%ではないですか。

**事務局：**

まだ100%まではいっておりませんが、今後におきましてもPR活動を続けていきまして、支給漏れがないよう努めていきたいと考えております。

会長：

ありがとうございます。他に何かございますか。

機構も変わられた様ですので、前回の運営協議会の中でもご意見出ていたと思いますが、とりわけ保険事業と健康と関わっている医療費の削減というところで、新しい体制の中でご努力いただけるように伺っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長：

委員の皆様におかれましては、何かご意見はございませぬか？

ないようでしたら、以上で本日の会議は、終わらせていただきます。長時間にわたりまして、慎重なご審議を賜りましてありがとうございます。

皆様には、ご協力をいただき円滑な議事進行が行えましてことを心から感謝を申し上げます。今後ともよろしくご協力のほどお願ひ申し上げまして協議会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございます。

—— 国民健康保険運営協議会・終了 ——

以上の会議録に相違なきことを証するためにここに署名する。

運営協議会会長

宮 本 一 孝 ⑩

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

西 森 哲 史 ⑩

被保険者を代表する委員

勝 川 喜 美 子 ⑩